

下志津病院身体拘束等の適正化のための指針

指針作成の目的

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。

下志津病院では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束を廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めることとする。

上記目的に向け、病院全体で取り組むことをここに表明する。

下志津病院 院長

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

「身体拘束とは、衣類または綿入り帯などを使用して一時的に該当患者の身体を拘束しその運動を抑制する行動の制限」である。（厚生労働省 129 号「身体拘束の定義」4.8.1988）

「身体障害者虐待防止法」や「身体拘束に関する考え方（厚生労働省）」などに基づき、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされている。ただし、以下に述べる場合のように、患者本人または他の患者の生命や身体を保護するためやむなく身体拘束を行う場合がある。その際には本人または保護者の同意書が必要である。尚、緊急に拘束を行う必要があり、患者本人が意識障害などで同意出来る状態になく、代理人と連絡が取れない場合は診療録にその旨を記載し、後日同意書を取得する。電話で口頭のみ同意にても有効としその旨診療録に記載した上で後日改めて同意書を取得する。やむを得ず身体拘束を実施する場合、「切迫性」「一時性」「非代替性」の3つの要件すべてが満たす状態であることを、医師、看護師等で確認し記録しておく。

1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。対象となるのは以下の行為である。

- (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る

- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

(1) 切迫性

患者本人又は他の患者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2) 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

(3) 一時性

身体拘束等が一時的であること。

3) 身体拘束等禁止の対象とはしない具体的な行為

肢体不自由や体幹機能障害があり残存機能を活かすことができるよう、安定した体位を保持するための工夫として実施する行為については、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するとみなす。

(1) 乳幼児（3歳以下）及び重症心身障がい児（者）等への事故防止対策

- ① 転落防止のためのサークルベッド・サークルベッド半柵
- ② 点滴時のシーネ固定
- ③ 自力座位を保持できない場合の車椅子ベルト

(2) 身体拘束等をせずに患者を転倒や離院などのリスクから守る事故防止対策

- ① 離床センサー

4) 座位保持装置等に付属するベルトやテーブル使用についての考え方

重度の肢体不自由者は、身体の状態に合わせた座位保持装置や車椅子を医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し使用している場合がある。進行

疼痛を防止する目的で体幹を固定するためのベルトや日常生活動作改善の為のテーブルが附属されている患者もいる。そのため、一律に身体拘束と判断することは適当ではない。よって以下の通りとする。

(1) オーダーメイドの座位保持装置・車椅子を用いる場合

本人用に適合された座位保持装置・車椅子に附属されているベルトやテーブルは、患者の用途に合わせた使用と見なし、同意書を必要としない。

(2) 汎用の車椅子を用いる場合

車椅子に附属の腰ベルトのみを用いる場合は同意書を必要としない。Y字帯や机などを用いて体幹・四肢を固定する場合には同意書を必要とする。

重度の肢体不自由者は、身体の状態に合わせた座位保持装置や車いすをオーダーメイドで製作し、使用している場合が多い。これらには、変形等のある身体においても安楽に座位が取れるように椅子の形状やパッド等の配置が設計されている他、脊椎の側弯や関節の変形・拘縮等の進行疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが附属している場合が少なくない。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果も意図されている。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断することが求められる。ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーブルをしたまま障害者を椅子の上で長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用であれば一律に身体拘束ではないと判断することも適当でないので留意が必要である。

5) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないように、日常的に以下のことを取組む。

- (1) 患者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- (2) 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- (3) 患者の思いをくみ取る、患者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- (4) 患者の安全を確保する観点から、患者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- (5) 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、患者にとって本当に身体拘束が必要なのか複数人で検討する。
- (6) 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら患者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

2. 身体拘束等廃止に向けた体制

1) 身体拘束最小化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束最小化委員会を設置し、その結果について職員に周知徹底を図る。

また、身体拘束最小化委員会は、身体拘束最小化の業務の実施のため、身体拘束最小化チームを組織し管理することとする。

2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順をふまえて行う。

(1) 手順

身体拘束フローチャート参照

(2) 実施前

- ①事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は多職種で協議する。
- ②身体拘束等の内容、時間等について、患者及び家族に対し主治医等が説明を行い、「身体拘束に関する説明書」を以て同意を得る。
- ③同意書はスキャンし診療録に保存する。
- ④医師は身体拘束の開始指示を記載する

(2) 実施時

- ①医師は身体拘束の開始指示を記載する

(3) 身体拘束等の継続と解除

- ①身体拘束実施中の観察を記録に残す。
- ②身体拘束の必要性は、解除に向けた検討を1日に1度は行い評価する。
- ③身体拘束を解除する場合は、解除理由を本人（保護者）に説明する。同時に医師は解除の記録を残す。

(4) 緊急時

- ①緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由を記録に残す。
- ②家族への説明は翌日までに主治医等が行い、同意を得る。

3. 身体拘束を行う場合の留意点

1) 予想される二次的問題

(1) 呼吸機能の障害

- ①臥床状態が持続することで肺炎などの呼吸障害が出現することがある。
- ②臥床により下肢静脈血栓が形成され、肺塞栓症が併発することがある。

(2) 皮膚の障害

- ① 同一体位が続くと骨が突出した部分に褥瘡が出来る場合がある。
- ② 体動などによる抑制帯等の摩擦により皮膚を痛めることがある。

(3) 関節の拘縮

- ① 同一体位により関節の動きが制限され関節が硬くなる場合がある。
- ② 動きが制限されるため筋力が低下する場合がある。

2) 身体拘束を行う場合は最小限の時間とし、必要がなくなれば直ちに中止する。

3) 身体拘束を行う場合は、理由や開始時間・終了時間、また身体拘束中観察した内容と結果を記録する。

4. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(責任者)

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体統括機関

(身体拘束最小化委員会)

- ① 身体拘束最小化委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

(現場責任)

- ① 家族等との連絡調整
- ② 本人の意向に沿った支援の確立
- ③ 施設のハード・ソフト面の改善
- ④ 記録の整備

(職員)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 患者の尊厳を理解する。
- ③ 患者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 患者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 患者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

5. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（**年2回**以上開催）の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

6. 身体拘束に関する説明・同意についての期限

- 1) 一般入院患者は、退院までとする。
- 2) 長期契約入院患者については、個別支援計画面談時に再度説明を行い確認する。

附 則

1. この指針は、令和4年10月1日より施行する。
2. 令和7年3月1日 改正
3. 令和8年4月16日 改正

身体拘束・行動制限に関する説明書（様式1）

_____様の状態が、次の①、②、③を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束・行動制限を実施いたします。

ただし、できる限り長期化することなく、解除することを目的に実施いたします。

- ① 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いと判断される時。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないと判断される時。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による理由	
方法（場所、内容、部位）	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

上記のとおり実施します。

（法人名）（事業所名）

管理者



【利用者・ご家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名

ご本人との続柄

（参考）身体拘束・行動制限の例

- ・車いすやベッドなどに縛る
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
- ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を使用する
- ・職員自身が利用者を押さえて行動制限をする。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録（初回）（様式2）

利用者	様	年齢	歳	障害者区分	
開始日	年	月	日	解除日	年 月 日

検討参加者					
記録者		次回検討予定	月	日頃	

切迫性があるか	はい	いいえ
①ご本人の生命身体にどのような危険が考えられるか		
②他者の生命身体にどのような危険が考えられるか		
他の方法で対処できるか	はい	いいえ
拘束以外の介護方法を試みた結果		
一時的か	はい	いいえ
どのような状態になれば拘束を解除できるか		
医師の指示はあるか	はい	いいえ
家族への連絡をしたか	はい	いいえ
家族の同意	あり	なし
①連絡したもの		
②連絡を受けた家族		
拘束等の種類		
4点柵 つなぎ ミトン 車椅子後ろブレーキ 車椅子+テーブル		
その他（ ）※具体的に		
拘束等の時間帯		
臥床時 24時間 経管注入時 車椅子座位時		
その他（ ）※具体的に		

身体拘束経過記録（様式3）

実施日	年 月 日 ()	記録者	
-----	-----------	-----	--

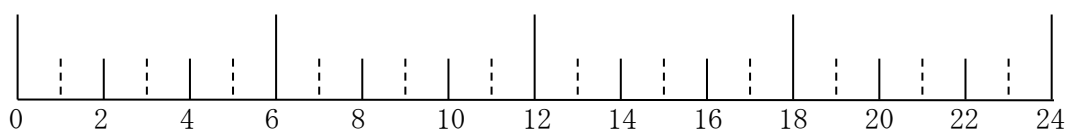
実施内容		心身状況	
ミトン着用	右 左	興奮	
抑制	右上 左上 右下 左下 体幹		
つなぎ		訴え	
4点柵			
薬剤		皮膚症状	
車椅子	後ろブレーキ ベルト		
施錠		その他	
その他			

緊急やむを得ない理由

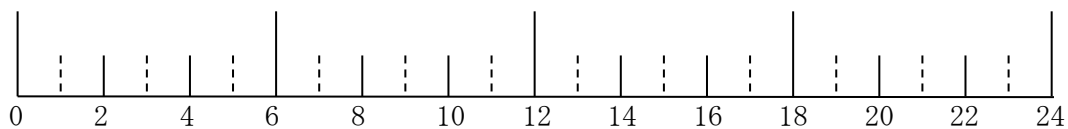
--

実施時間（開始● 解除○）

身体拘束等内容 ()



身体拘束等内容 ()



身体拘束等内容 ()

